

令和6年度第4回八王子市障害者地域自立支援協議会 全体会 要点録

1. 日時 令和7年（2025年）3月4日（火）14:00～15:15

2. 会場 八王子市役所 801, 802 会議室

3. 出席者氏名（順不同、敬称略）

・委員…塚田芳昭、矢嶋里絵、光岡芳宏、土居幸仁、高崎瑞貴、氏平啓子、中島美穂子、
松尾隆司、増山陽子、陣内かおり、土屋由美、有賀豊、多田靖史、恒川礼子、
山川徹、根岸京、竹内和美、田丸俊彦、尾川幸次、太田敏夫、井出勲、鷹箸右子、
宮本一郎

・事務局（市）…中沢学、清水真人、塩澤紀子

・その他 支援者、事務補助員等の入室あり

※会議：公開、傍聴あり（1名）

4. 次第

（1）議題

- ① 委員の変更について
- ② 各部会からの活動報告について
- ③ 来年度の運営体制について

（2）その他

5. 資料

【資料1】八王子市障害者地域自立支援協議会委員名簿（全体会）

【資料2-1】活動報告 権利擁護推進部会

【資料2-2】活動報告 相談支援地域移行部会

【資料2-3】活動報告 就労支援部会

【資料2-4】活動報告 子ども部会

【資料2-5】活動報告 地域継続支援部会

【資料3】令和7年度日程表（予定）

【資料4】八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱 修正案

【資料5】八王子市障害者地域自立支援協議会運営要領

6. 内容

（1）①委員の変更について

【事務局より説明】

・事務局：相談支援事業者枠で委嘱していた和田 香委員が12月3日付で退任し、後任とし

て和田委員と同じ相談支援センター待夢から増山 陽子委員が着任。任期は前任者の残任期間（令和8年（2026年）3月31日まで）となる。

委員の変更については、協議会の設置要綱でも運営要領でも、協議会の承認を得る規定は特にないが、過去の委員変更時には、当該全体会において報告し承認を得るという運用をしていた。

また、運営要領第7の3項において、「運営会議は、協議会の構成委員の中から10名程度を選出し」という文言がある。このことについても、そのまま和田委員の後任として増山委員を運営委員に選出したいと考えているので、併せて御承認をお願いする。

- ・委員：今の説明のとおり、全体会及び運営会議の委員として増山委員にお願いする。

(1) ②各部会からの活動報告について

【権利擁護推進部会より説明】

・委員：定例会を月1回のペースで開催し、議題は、いちょう祭り振り返り、障害者センター養成講座、虐待防止研修の企画など来年度の活動計画が主なものである。

いちょう祭りについては、八王子市の障害者差別禁止条例の周知や障害・障害者理解の普及・啓発を図るために出展し、延べ来場者1,400名で盛況であった。来年度以降について、どのような活動が良いか検討していく。

障害者センター養成講座を今年度は3回開催する予定であったが第2回目は悪天候の影響で中止となった。これまでには、八王子市役所で夜に行っていたが、今後は駅前や昼間の時間など、会場・時間帯の見直しを検討し、より多くの方が参加できるようにしていく。

障害者センター養成講座ファシリテーター養成は、聴覚障害のある方3名、健常者1名が参加。権利擁護推進部会の部会員以外のファシリテーターを養成すること繋がりの機会を設け、新たな視点を取り入れ講座の内容の充実を図る。

虐待防止研修は、動画を作成中。また、八王子市職員研修としてeラーニングを使って研修を行っている。障害者福祉課で障害理解の授業の実施状況及び小学生向け障害理解のガイドブック「みんなちがってみんないいタブレット版」の活用状況について小学校に調査を実施中。

【質疑応答】

・委員：センター養成講座については、広がりが難しかったので、商工会議所など業界団体と連携し会場を借りてやってくことを考えている。

・委員：ファシリテーター養成は、今年度からの取り組み。研修の映像は公開するか？

・委員：今後は初心者用に簡単にしたもののが公開を考えている。

【相談支援地域移行部会より説明】

・委員：令和6年度の活動としては、八王子市障害者計画の施策の柱1として基幹相談支援センターの設置が記載され、令和7年4月から基幹相談支援センター設置がされることから、**地域生活支援拠点と協議会を含め、国のイメージしている本人・家族等の支援にむけた**

体制が整いつつある。それに向けて今年度の大きなことは、旧地域移行部会と八王子相談支援連絡会を統合し、「相談支援・地域移行部会」を設置した。

おそらく全国的に見ても医療関係者や福祉関係者が一緒に部会を行っている事例は珍しく、研修会や事例検討会では、多職種多機関が集まり、顔をつなぐ関係を作る機会になったと思う。

今年度は、まずは関係づくりができた。来年度は障害福祉計画とも連動した課題抽出の仕組みつくりをすすめる。

部会は、6回開催し、主に障害者福祉計画の理解を深め、現状の共有や協議会との連動を議案としてとりあげ開催した。

研修会は3回実施、3回目の介護と障害の連携研修では、中央圏域主任ケアマネと合同研修を企画し、「65歳を安心して迎えるために私たちができること」とし、ケアマネと相談支援専門員が何を行えばよいのかについて意見交換を行う予定。

事例検討会は、資料のとおり5回開催した。

【質疑応答】

- 委員：地域課題は、なにかあったか。
- 委員：資料の4.事例検討会に記載したテーマがそれに該当する。GHの支援の質に差があるといったことや6090問題など事例を検討したが、相談支援専門員としてできることを意見交換した。
- 委員：GHの支援の質に差があるといった話は、グループホーム連絡会へ情報共有をしてもらえるとありがたい。

【就労支援部会より説明】

委員：10月の定例会では、障害者計画を改めて読み込んだ。今まで労務関係の視点が多くたが改めて障害者福祉計画の中で就労がどのような立ち位置なのか読み込んでいった。

特別支援学校新規卒業生の就労継続支援B型利用に係る移行支援事業所のアセスメントを実施。八王子西特別支援学校、多摩桜の丘学園の対象生徒について、市内移行支援事業所により、学校にて集団実施。今年度は26名の方に実施した。

就労支援者連絡会は4回開催し、11月には企業のオリンパスサポートメイト株式会社を見学、2月にはオンラインでグループセッションを実施。それぞれの立場で意見交換した。八王子福祉作業所の韓氏に、法改正があった特定短時間雇用（20時間）について話していただき、意見交換した。一年間振り返るとまだそれほど大きな変化は無いようだ。また、休職中に就労支援事業所を利用するリワークが年々増えている。

特別支援学校新規卒業生の支援移行に係る調整・連絡会で40～50人ぐらいの新卒の方を支援した。

【質疑応答】

- 委員：リワークが増えている理由はなにか。

- ・委員：私見になるが、復職するのに今までの会社の制度を利用するのが難しかったのではないか。医者にリワークを紹介されたり、調べたりしているようだ。

【子ども部会より説明】

- ・委員：今年度は、障害者福祉計画の子ども部会に関連する部分を確認し、意見交換をおこなった。まだ意見交換のみなので、来年度は子ども部会としてまとめていきたいと考えている。

ワーキングチームは、3部会あり、医療的ケア児ワーキングでは、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業について、対象者を広げて欲しいなどの声も上がり、事例を通して、実績や現状について意見交換を行った。来年度も限られた予算の中で何が最適か継続して検討していく。医療的ケア児・重症心身障害児が利用している社会資源について、リストを共有。短期入所先、相談支援専門員、ヘルパーの不足、人材育成が継続課題。

児童発達通支援・放課後等デイワーキングは、児童事業所同士の顔が見える関係づくりを促進するために、新たに繋がった1事業所が開催場所に加わり、5ヶ所の事業所で開催した。

発達障害児ワーキングは、年2回すべて終了。

【質疑応答】

- ・委員：ヘルパーが足りないなら、募集をしてはどうか。
- ・委員：現状では募集しても集まってくれない。どうしたら集まってくれるのか、集める方法を検討している。
- ・委員：なにかアンケートしていなかったか。
- ・委員：医療的ケア児ワーキングではなく、医ケア児コーディネーター事業で行った。年齢層や寝返りの有無、利用サービスについてアンケートを行った。計画相談やサービス利用が前回より増えている。

【地域継続支援部会より説明】

- ・委員：地域継続支援部会は、年2回の定例会を行っている。今年は雇用実態調査アンケートを行った。資料2-5「八王子市内の障害福祉サービス事業所の雇用に関する実態調査 報告書」のとおり。やはり厳しい状況であるようで、定着率が低く、質の向上などは手付かずであるよう。

雇用に関するセミナーでは、福祉事業所の雇用状況や求人の営業的なノウハウ、例えば埋もれた人材の話や福祉の敷居の高さを体験で乗り越えていくことなど有益な情報を共有できた。来年はオンラインなども良いのではと考えている。

委託・拠点事業所連絡会では、拠点事業・基幹相談支援センターなどについて中島委員を講師に2回学習会を開催した。拠点協力事業所等交流会では、制度のはざまの方の支援について意見交換を行った。

- ・委員：グループホーム連絡会、日中活動系事業所連絡会について、それぞれ定例会を隨時

開催。研修会は、『65歳からはじまる障害福祉と介護保険の併用について考える』と『事例を通じて成年後見制度を学ぶ』を開催し、参加者から勉強になったとの声をもらった。

【質疑応答】

なし

③来年度の運営体制について

【事務局より説明】

・事務局：全体会・運営会議の実施回数の規定については、おおまかな規定のみ運営要領に定められている。資料4の運営要領では協議会（全体会）は、第6の1項において「必要な都度開催する」と規定があり、運営会議は、第7の3項に「おおむね2か月に1回開催」と規定されている。実際には、どちらの会議も年4回を定例的に開催して、全体会の1か月程前に運営会議を開催する慣例になっている。資料3のとおり、皆さんのお日程確保をお願いする。

来年度の委員の体制についても、現在は名簿（資料1）のとおり26名の委員に委嘱しており、その中から11名の方に運営会議委員として出席いただいている。全体会の26名は協議会設置要綱の第3条に規定があり、26人以内、構成組織10種類が示されている。

本日ご意見をいただきたいのは、来年度から設置する基幹相談支援センターと協議会の関わりについて。基幹相談支援センターは、一部機能を委託する方式をとるが、委託内容に「自立支援協議会へ出席し専門的見地から助言すること」や、アドバイザーの役割として「各部会に出席し、課題集約や助言すること」といった内容を設定する予定。

基幹相談支援センターのスタッフが、委員や部会の事務局として関わることにより、地域課題の抽出等が円滑にできるようになると考えている。

そこで、事前に会長と話をした結果、全体会には基幹相談支援センター枠として1名分の増員をしてはどうかとの意見があった。その場合、資料4として要綱の修正案のとおり要綱の第3条を「26人以内」→「27人以内」と変更するほか、構成組織の中に（3）に基幹相談視線センターを新たに入れて、（4）以降は番号が1つずつずれて全部で11種類の区分となるようにしている。このことについて、意見をお願いする。

【質疑応答】

なし

（3）その他

・事務局：令和7年度第1回全体会については、4月24日（木）午後2時から、本庁舎801・802会議室での開催を予定。

以上